

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会 平成23年度第5回審議会 会議録

日時：平成24年1月29日（日）
午後3時30分～午後4時50分
場所：槻木生涯学習センター

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、志子田委員、阿部委員、吉良委員、桜場委員

<欠席者>

児玉委員、大庭委員

<事務局>

平間まちづくり政策課 平間課長、関課長補佐、水上主幹、小林主査

1. 開 会

小林主査：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成23年度第5回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中7名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、児玉委員、大庭委員については欠席するとの連絡が入っております。

2. 会長あいさつ

遠藤会長：休日のところ、第1部の研修会からお集まりいただきましてありがとうございます。本日は審議できる時間が限られておりますので、早速ですが、審議に入りたいと思います。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長：会議録署名員の指名でございます。事務局から説明をお願いします。

小林主査：今回は、名簿順で桜場委員、澤田委員にお願いしたいと考えております。

遠藤会長：それでは桜場委員、澤田委員のお二人にお願いいたします。

4. 議 事

遠藤会長：それでは議事に入りたいと思います。まずは、事務局より本日の資料について説明

をしてもらいたいと思います。

小林主査： 本日の資料は、これまでこの審議会で検討していただきました住民投票制度に盛り込むべき重要事項について、その論点とこの審議会が出された結論、そして結論に至っていない点について整理したものです。今回は、この資料に基づきまして、まずはこれまでの議論と相違ないか確認していただき、その後結論に至っていない点につきまして議論を詰めていただければと思います。

資料の中、1からご説明していきます。住民投票に付すべき重要事項について、どのように整理をするべきか、という点でした。具体的には、ポジティブリスト、ネガティブリストについて議論していただきました。最終的な結論としては、多くの事案について住民投票の対象とするため、ネガティブリスト、原則として規制がない中で、例外として禁止するものを規定することとする、となりました。具体的に説明がないと町民の方の理解を得ていくのが難しいのではないかと、という意見が出されましたが、それについては逐条解説の中で詳しく例示等をあげていくということで対処するということになりました。資料には、逐条解説の例を掲載しております。

次に2の年齢要件です。投票資格者、請求資格者の年齢要件について、「18歳以上」と「20歳以上」という2つの線を中心に議論が交わされました。最終的な結論としては、国民投票と住民投票の年齢要件が異なることは、住民が混乱してしまう恐れがあり、将来的に18歳以上に引き下げること検討しながら、今回は20歳以上を投票資格者、請求資格者の年齢要件とするとなりました。

年齢要件関係で確認をしていただきたい点があるのですが、資料では米印で示しておりまして、請求資格者に外国人も含めるのかどうかという点です。この後になりますが、一定の要件を満たす外国人には投票資格を認めるということになったのですが、住民投票の請求についても認めるのかどうか、ご確認をお願いしたいと思います。

次に3の外国人への投票資格の付与についてです。付与する、付与しない双方の意見が出され議論されましたが、最終的には、まちづくりには、住んでいる多くの方の意見を聴くことが重要との観点から、外国人への投票資格を付与するという結論に至りました。

次に4の投票資格を付与する外国人とはどのような範囲になるのかという点です。一つは永住者と特別永住者に付与するというもの、もう一つは一定期間以上日本に在住している外国人に付与するという二つの論点で議論が交わされました。結論としましては、定住外国人を投票資格者として含める必要性が柴田町にあるのか、今後も検討していき、必要性が生じた場合には条例の改正等をしていく。現在、柴田町には165人の外国人登録者がいるが、その比率は、0.5%と低く実際の住民投票が与える影響は少ないと思われることから、今回の投票資格を付与する外国人は、20歳以上の永住者と特別永住者とするということになりました。

外国人の投票資格の関係で確認していただきたい点がありまして、一つは、投票資格の要件を満たしている外国人は投票資格者名簿へ登録をすることによって投票資格を得るとい、登録制にするのかどうかということです。前回までの議論で、登録

制の話が出ていましたが、結論に至っていなかったと思います。

もう一つは、今年の7月に入国管理法の改正が予定されておりまして、3ヶ月以上日本に滞在する外国人については、住民基本台帳法に基づいて、住民登録を行う義務が発生します。つまり日本人の住民基本台帳と同じものに外国人も載ってくる、自治体に住民登録がされるということになります。住基法上は日本人と外国人の取扱いが、基本的に同じレベルになるということになり、住民登録をしている外国人は、永住者でも永住権を持っていない外国人でも、日本人と同じように住民票ができるわけです。法改正は7月ですが、そのような観点から定住外国人を投票資格者に加えることに再考の余地があるのかどうかということです。

次に5の開票の条件です。投票率に関わらず開票すべきだという意見、一定の投票率を満たさなければ有効とは認められないのではいか、など議論が交わされました。最終的な結論としては、住民投票を実施した場合の開票の条件としては、投票率が50%以上で成立し、不成立の場合は開票を行わないというものになりました。

ここまでにつきまして、一旦内容のご確認をいただければと思います。

遠藤会長： これまでの審議について分かりやすく資料にまとめてもらいました。

事務局から説明がありましたように、まずは今までの議論がこのとおりで良かったのかどうか確認し、確認が十分でなかった点について議論を進めたいと思います。それでは資料の最初から確認していきます。

1の住民投票に付すべき重要事項については、逐条解説でネガティブリストの内容などについて詳しく説明していくということで議論がまとまったと思いますが、これよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長： ありがとうございます。

次に2の年齢要件ですが、満20歳以上の者を投票、請求資格者とするということになりましたが、問題なのは、請求資格者に外国人を含めるのかどうかということを審議会で確認していなかったということでした。確かに、きちんと確認していなかった点だったと思いますが、この点について皆さんからコメントをいただきたいと思います。

志子田委員： 外国人は含めていなかったと思います。請求は日本国籍を有している人に絞るという流れだったと思いますが。

遠藤会長： 会議録ではどうなっていましたでしょうか。

小林主査： 投票資格を有する外国人については、請求者にはなれないが、署名に加わることは可能とすべきではないか、という議論はあったのですが、それで良いかどうかという確認までは至っておりませんでした。

遠藤会長 : 志子田委員から、外国人については投票資格者になることは可能だが、請求資格者にはなれない、ということで議論が集約されたのではないかという提起がなされましたが、古川委員いかがでしょうか。

古川委員 : それで良いと思います。

遠藤会長 : 桜場委員いかがでしょうか。

桜場委員 : この後で、外国人の投票資格について再度議論する可能性があるのですが、それによっては請求資格の方も影響があるのではないかと思います。例えば、永住者に加えて定住者へも投票資格を認めることにしたら、請求資格の方も認めても良いのではないのかなと思うんです。これは私個人の考え方ですが。

遠藤会長 : 阿部委員いかがでしょうか。

阿部委員 : 私は、請求者には含めなくて良いと思います。

遠藤会長 : 澤田委員いかがでしょうか。

澤田委員 : 今後法律が改正されて外国人の登録などが変わってくるのであれば、考えなきゃならないのかもしれませんが、私は請求者に含めなくて良いと考えていました。

桜場委員 : 私も前はそうでした。ただ、法律が変わって外国人の登録制度が変わるのであれば少し考えなければならぬのかな、と思ったんです。

遠藤会長 : 法律改正の影響というか、中身について事務局から説明をお願いします。

関課長補佐 : 永住者、特別永住者だったり定住者という在留資格の分類は変更無いのです。何が変わるかという、これまでは外国人は住民基本台帳法に基づく登録が無く、日本人のように住民票が取れなかったのが不具合や不便があったわけですが、3ヶ月以上日本に滞在するのであれば、住民基本台帳に登録してもらって、日本人と同じように住民票を取れる形になるということなんです。永住や特別永住の資格が無くなったわけではないのです。永住者や特別永住者はこれまで住民基本台帳に登録していなかったもので、他の市区町村に移っても住民票のことは考えなくても良かったのですが、これからは他の市区町村に移ったら日本人と同様に14日以内に届出をしなくてはならないという義務が発生します。その代わりに住民票を取得する権利が発生し、利便性が上がるわけです。

桜場委員からありましたように、法改正によって外国人への義務が発生するのであれば、権利も認めるべきではないかという考え方も出てくるかもしれませんが、基本

的な在留資格については変更は無いという点をご理解いただければと思います。

吉良副会長： そんなに大きな変化ではないと思いますよ。基本的に大きく変わっていないのであれば、今までの考え方で進めて良いのではないですか。

桜場委員： 確かに、そういうことであれば前回のはっきりと結論出していませんでしたが、それで良いかもしれませんね。

遠藤会長： 外国人の在留資格の基本が変わったわけではなくて、登録の制度が変更になるということですから、投票資格、請求資格への影響は考えなくて良いということで、請求資格については付与しないということで審議会の意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長： 次に3の外国人への投票資格の付与についてはいかがでしょうか。

澤田委員： これは、このままで良いのではないのでしょうか。

阿部委員： そう思います。

遠藤会長： それでは外国人への投票資格については、このままとします。

次に4の投票資格を付与する外国人の範囲についてです。論点を整理しますが、以前の議論で登録制というのが出てきておりましたが、それについてまだ結論が出ていないということがまず一点。そして、定住者の取扱いについて再考するかどうかもう一点です。

まず、登録制について確認していきたいと思います。ただ、入管法が改正されると外国人も住民登録をしなければならなくなります。7月以降ということですが、法が改正されれば、住民投票においても条例に基づいて外国人の住民登録を活用できるということになるのだと思います。仮にこの審議会で登録制についてはノーという結論を出したとしても、外国人の住民登録を活用できる環境は整っているという点にご留意いただいで議論をしていただければと思います。

また、この審議会で登録制を採用することとなった場合に、そのことと定住外国人の投票資格の付与についてリンクするのかどうかという点も考えていただければと思います。

古川委員： これは選挙人名簿も同様の取扱いをするということでしょうか。

関課長補佐： 違います。選挙人名簿については日本国籍を有する20歳以上の者を対象に調製されます。外国人については、今後住民基本台帳に載ってきますが、それは公選法の台

帳とは異なります。

古川委員 : 選挙人名簿よりも住基台帳の方が枠が広いということですね。

吉良副会長 : 確認なのですが、今後外国人も住基法上登録されるということですが、私の頭にあるのは本人の意思確認としての登録制だったんですが。

関課長補佐 : 住民投票における登録制というのは、他の先進事例でもそうですが、本人が住民投票の内容に興味がある、関わりたいと思う人が登録して賛否を投票するというものです。自分には関係ないと思われる外国人の方は、登録する、しないを含めて本人に判断してもらうのです。ですから、まずは住民投票に参加する、しないという意思表示をしてもらい、次の段階で投票に行く、行かないの選択をしてもらいます。登録をした方は興味関心があるわけですから、ほとんど投票に行くのだと思いますが。

澤田委員 : 外国人の場合は、改めて登録をすることによって投票資格が得られるという考え方ですね。

吉良副会長 : 日本人と同じ取扱いではないということですよ。

遠藤会長 : 確認ですが、法が改正されれば外国人は本人の意思に関わらず登録の義務が生じるのではないですか。

関課長補佐 : 登録の義務が生じるのは、住民基本台帳法上の登録です。つまりどこに住んでいるかという登録です。住民登録をしたからといって、住民投票に参加しなければならないということにはなりません。

遠藤会長 : 再度確認ですが、住民投票に投票できる資格を満たしていれば、外国人も日本人と同様に、投票への意思表示は、投票に行く行かないということで示されるのではないのでしょうか。

澤田委員 : 外国人については、登録を行って初めて投票資格が得られるという考え方です。そして投票資格を得た人が投票に行けるということなんです。

吉良副会長 : そういう意味で、外国人は二段階になるということなんです。

遠藤会長 : 登録制という言葉が、住民登録と投票資格者名簿への登録と重複しておりましたので、若干混乱がありました。

関課長補佐 : 投票資格者名簿への登録というのは、公職選挙法でいえば選挙人名簿に登録することと同じような意味があるのご理解いただければと思います。

- 桜場委員 : 登録制について意見を強く持っておられたのが阿部委員だったと記憶しています。今の説明も含めて、阿部委員のコメントを聞いてみたいのですが。
- 遠藤会長 : 阿部委員お願いします。
- 阿部委員 : 外国人の方とまちづくりを一緒に行ったりすることもありますし、外国人の方の人権というのがあります。しかし、本町は自衛隊の駐屯地があるという状況にあり、3.11以降、万が一ということも考えなければならぬと思うのです。そういうことから、外国人の参加にはハードル少し高く設けなければならぬのではないかと考えています。国の成り立ちもそうになっている状況ですし、本人の意思確認が必要だと。まちづくりに参加したい、意思表示をしたいという時には登録すれば良いだけです。一番良いのは日本人になってもらうことですが、外国人の方で素晴らしい方をたくさん知っていますが、一つステップを踏んでいただきたいというだけです。
- 遠藤会長 : 今の阿部委員の意見は極めて明確でした。その意見も踏まえまして、外国人の登録制について定めるかどうか、議論をしていきたいと思えます。
登録制を採用した場合、登録した方のみが投票できることとなります。登録制を導入しない場合はどうなりますか。
- 澤田委員 : 永住者と特別永住者が投票できます。
- 遠藤会長 : 要件を満たしていれば無条件に投票できることになるわけですね。登録制というのは、そもそも投票資格者の要件を満たす外国人ができるというものだという事です。その前提で各委員からコメントをいただきたいと思えます。古川委員お願いします。
- 古川委員 : スタートをどうするか。最初にハードルを高くして始めて、必要に応じて緩和する方が、後で規制を強めるよりはやりやすくなります。最初は登録制を設けて、緩和の要望が強くなったり再検討の必要性が高まった段階で、登録制について再度議論すれば良いのではないのでしょうか。
- 遠藤会長 : 澤田委員いかがでしょうか。
- 澤田委員 : 関心のある方は、登録制の有無に関わらず投票に来ると思うんですよね。関心の無い人はそもそも来ないんですよ。登録制を設けることによって事務手続きが煩雑になるということもあります。ですから、登録制は設けなくて、永住者と特別永住者で要件を満たせば、日本人と同じようにして良いのではないのでしょうか。
- 遠藤会長 : 志子田委員いかがでしょうか。

志子田委員： 澤田委員と同じ意見です。

遠藤会長： 桜場委員いかがでしょう

桜場委員： そもそも登録制は必要ないんじゃないかなと思っていました。ただ、登録制を採用したとしても、それほど難しい手続きではないと思いますので、きついハードルを設けるわけではないのかなと考えています。ですから、議論の中で登録制にしても良いのかなと考えが変わってきていました。

澤田委員： 前回の議論では、外国人の投票も日本人と同じ1票ということで取り扱う、ということを取りまとめられているんです。発議権は別としても。

遠藤会長： ただ、その投票に至る前の登録については、どのようにするか結論に至っていなかったわけです。投票の効果については議論をまとめたということです。
吉良副会長お願いします。

吉良副会長： 古川委員から段階的に将来考えていけば良いのではないかというご意見がありました。事務手続きについては、対象が百数十名ですから、とてつもなく事務量が増えるというものでもないと思います。最初から無くても良いじゃないか、というご意見もあるとは思いますが、私はワンステップあって良いのではないかと思います。それほど負担にならないし、結果に大きく影響しないのではないかと、つまり澤田委員が言うように投票に来ない人は最初から来ないのではないかと。しかし、重要な条例ですので、ある程度の縛りは最初にかけておいた方が良いのかなと思うんです。

澤田委員： 古川委員のおっしゃる将来的に再検討というのは、例えば1回投票してみて、その後で考えるということでしょうか。

古川委員： 登録したい人が、どれくらいの参加意識があるのか、現時点では読めない状況です。1回事例が出てくれば議論もしやすいと思いますので、その時まで待っても良いのではないかと。

吉良副会長： 皆さんご承知でしょうが、この審議会は常設ではありませんが、我々の任期が終わっても次の方々に審議が続けられていきます。基本条例でそのようになっていますから、古川委員のおっしゃるように将来的に確認の作業はできるわけです。

澤田委員： それで、あまり登録する人がいませんでした、となったら登録制はやめましょうかということになるのですか。登録する人が多かったら継続しようとなるのですか。

遠藤会長： 事務局に説明をお願いします。

関課長補佐： 165人の外国人登録があって、要件を満たす方が仮に100人だとします。それで住民投票を行って見たら、100人が100人とも登録してきたというのであれば、登録制は必要ないと思います。逆に登録した人が10人だとか15人だとすれば、登録制は継続したほうが良いのではないかと考えます。柴田町に住む外国人の多くの方がまちづくりに興味関心があって、殆どの方が登録してくるのであれば、澤田委員のおっしゃるようにわざわざ登録しなくても、要件を満たす人全員に投票権を付与しても問題ないと思うのですが、どれだけの関心と理解力を持って問題に向き合ってもらえるのか、それを確認する上でも古川委員からありましたように、まずは登録制で実施してみて、どの程度の方が興味を持って関わりを持ってもらえるのか、それを測る上でも登録制を採用するのが良いのかなど、事務局では考えておりました。

遠藤会長： 澤田委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

澤田委員： はい。

遠藤会長： 志子田委員、今の議論を踏まえましていかがでしょうか。

志子田委員： 登録制ということで良いと思います。

遠藤会長： そうすると澤田委員も登録制という意見になりましたので、登録制にするということで意見が集約されたということでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長： 次に米印の二つ目の議論に入ります。登録は登録ですが、今の議論とは全く別の意味の住民登録というのが法改正により外国人にも義務化されることとなります。「住基法においては日本国民と同じ扱いになる」という表現が資料にあって、それが皆さんの誤解を招いたのですが、事務局の説明によるとこれによって外国人のステータスが日本人と同じになるという意味ではないということです。住民登録上は外国人と日本人が同じになるということをもって、外国人の投票資格者の範囲を再考する必要があるかどうか議論したいと思います。事務局から補足説明をお願いします。

関課長補佐： 先ほどの外国人の投票資格、請求資格の議論の際に、永住外国人と特別永住外国人に投票資格は認めるものの請求資格は認めないということで議論を集約していただきましたので、その時点でこの問題は無くなったということでよろしいのではないかと思います。定住外国人も含めて新たに義務が発生するので、それに対して住民投票の権利はどうかというお話をさせていただきましたが、その上で永住外国人と特別永住外国人に絞るという結論に達したと思います。

遠藤会長： 補足説明がありましたので、そのようなことで、この点については議論が集約されて

いるということでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : それでは、ここは再考の必要が無いということで整理させていただきます。
次に5の開票の条件についてです。これはこのとおりでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : では次に、まだ議論が尽くされていない点に入りたいと思います。
まずは、住民請求の仕組みを1段階とするのか2段階とするのか、そして住民発議の要件を何分の1にするのか、前回に引き続き議論したいと思います。資料の6と7は一体となっている論点ですので一緒に議論していきたいと思います。
まずは、事務局から補足説明をお願いします。

関課長補佐: 前回、1段階請求で1発で進める方法と、50分の1、6分の1という2段階請求、若しくは同じ2段階請求でも6分の1のハードルを上げることによって、1回目の署名でそれ以上集まってしまえば、議会の審議を経ないでも、必ず住民投票を実施しなければならないという方法もあるという説明をさせていただきましたし、委員からもそのような意見が出されておりました。

50分の1、6分の1など数字がいろいろ出てきておりましたが、資料にはその実数を出しております。現在、柴田町の平均世帯人数は約2.2人です。このような署名を集めようとするとき、通常考えられるのは世帯ごとに署名してもらうでしょうか、50分の1ですと631人つまり287世帯回ればクリアするわけです。代表請求者が一人いまして、あと署名活動を30人程度に委任してお願いしたとすると、一人10世帯回れば良いという考え方になります。6分の1ですが、前回の議論で6分の1というのはハードルが高い数字だという意見も出されていましたが、実際には5,254人となり、約2,400世帯になります。ちなみに過去にあった合併に関する署名は、9,451人集まっており、これは有権者の29.7%です。3分の1弱が短期間の中で集まったという事実があります。このようなことから考えますと、6分の1や5分の1という数字が果たしてハードルが高いと言えるのかどうか。そして、先ほど開票要件で投票率が50%に満たなければ住民投票が成立しない、開票もしないとなりましたので、例えばですが、賛成派反対派どちらも投票に行つて意思表示をするという前提で、投票を成立させるためには賛成派反対派それぞれ全体の25%、つまり4分の1の人を集めなければなりません。そういうことから考えていくと、署名者数の要件は4分の1という数字が導き出されてきます。4分の1というのは7,882人、世帯数で3,583になりますので、結構な数になります。この場合、実際にこの数が集まれば、議会の審議を経ないで実施できるという制度が考えられるわけです。逆に言うと議会が納得できる数字というか要件にしなければならないわけですが、3分の1というのは自治法上のリコールですから、ここまではいかないまでも、

その下で4分の1といのが先ほどの理由からも納得が得られやすいのかなと考えております。

以上のことから、事務局とすれば1段階目では50分の1以上署名で住民投票実施の請求をかけ、議会の議決を経て実施する。最初から4分の1以上署名が集まれば議会の議決を経ないで住民投票を実施する。というような案でご議論をいただければと考えております。

遠藤会長 : 非常に有益な数字を踏まえましての、仮定の論議でした。

志子田委員 : 私は事務局案を支持したいと思います。50分の1で請求をかけ、4分の1で必ず実施という案です。

遠藤会長 : はい、桜場委員。

桜場委員 : 私は、住民請求というのは、必ず2段階で考えなければならないと思っていました。しかし、今は1段階請求で4分の1で良いのかなと思っています。成立要件である2分の1の半数という数字だということで、大きな事の判断をしてもらうわけですから、それくらいの気持ちで署名を集めない。私は、1段階で数字は4分の1ということをお願いします。

遠藤会長 : 阿部委員お願いします。

阿部委員 : 私は桜場委員と同じ考えです。段階を踏むというのも良いのですが、それだけ事務も増えるわけですし、同じものではないですが、町民の方へ対しても従来の制度よりはハードルが低くなりますから。町民にとっては同じように捉えます。低くなった数字を見せるという意味でも、1段階で4分の1というのが戦略的にも有意義なんじゃないかなと思います。

澤田委員 : 一発というのも分かるんですが、果たして議会軽視と思われないかどうか。一発の方が楽なんです。ただ、議会を経ないで実施できるというのが、もちろん議会の軽視しているわけではないんですが、そのように思われないかどうか危惧するんです。

遠藤会長 : 志子田委員お願いします。

志子田委員 : 2段階請求といっても、4分の1以上集まれば、議会を経ないで実施するという形は、一発の請求と同じなんです。ただ、それ以下の場合でも議会の議決が得られれば実施できるのだから、ある程度小さな思いを救うとか拾い上げられるようにするのが、まちづくりの一つの形ではという考えから、50分の1というのも必要なのかなと思うんです。最初から大きなうねりというのは生まれないと思います。本当に思っている人が多ければ、一発で出来るような要件にすればいいですよ。最初は小さ

なうねりで良いと思うのですが、途中で住民の意見も変わって大きなうねりになることもあると思うんです。私が2段階の方が良いと言ったのは、そういう点からなんです。

遠藤会長 : 志子田委員の2段階というのは、50分の1と4分の1という数字が出てきていますが、少し確認させていただきたいと思います。50分の1以上の署名が集まれば住民請求が可能で、それで議会の承認が得られれば住民投票が実施できるということによろしいでしょうか。それが1段階目。

志子田委員 : はい。

遠藤会長 : 最初から4分の1以上の署名が集まれば、議会の議決を経ずして住民投票が実施できると。それが2段階目。

志子田委員 : はい。

遠藤会長 : つまり、どちらの道も選択できるという点で2段階ということですね。

志子田委員 : 4分の1以上集まれば、ダイレクトに実施だから1段階と同じなんです。ハードルを高くして一発でというのも良いのですが、数は少ないかもしれないが、まちづくりのことを考えてくれている人たちの思いを拾うというか、そういう意味でも50分の1以上で議会の議決で実施という格好があっても良いんじゃないのかなと思うんです。

遠藤会長 : 整理させていただきますと、志子田委員の言う2段階というのは、50分の1で発議をして議会の議決を得られれば住民投票の実施になると。最初から4分の1以上集まれば議会の議決を経ずして住民投票を実施できると。そういう2つの道があるという意味の2段階請求だということですね。
古川委員お願いします。

古川委員 : 私も、志子田委員から今ありました意見と同じです。50分の1以上というハードルを設けることで、こういう制度を活用しようという議論が活性化するということが考えられます。低いハードルは残っていて、それで運動が活発になって4分の1になる場合もあるかもしれませんので、両方の設定があるというのが良いと思います。

遠藤会長 : 吉良副会長お願いします。

吉良副会長 : 澤田委員、志子田委員、古川委員と同じ2段階で良いのかなと思います。

桜場委員 : 確認したい点があります。50分の1以上集めて議会で審議して否決された場合、

今度は4分の1以上集めれば議会を経ずして実施できるんですよね。最初から盛り上がって4分の1以上集まったら議会を経ないで一発でできますよ、というようになっていく気がする。

吉良副会長：　すぐに4分の1以上集まってしまう事案があるかどうか。通常は50分の1以上集まれば、住民請求をして議会の承認をもらう流れになると思うのですが。

遠藤会長　：　最初は50分の1以上で請求して、議会で否決されたら4分の1以上を集め直してもらうというのは、条例に書くのは難しいかもしれませんね。

志子田委員：　私が言いたいのは、最初から4分の1以上の署名を集めるような、そういう方が少ないだろうということです。通常は50分の1以上で発議して、議会で否決された場合に請求する人達に燃えるものがあれば、4分の1以上集めようという流れになると思うんです。最初から4分の1というハードルしかなければ、署名を集めようという火が付かないと思うんです。

遠藤会長　：　少し論点を整理したいと思います。桜場委員からありましたように、50分の1で発議して、議会の承認を得る。それが否定された場合、4分の1以上という道が残されていて、集められれば一発で投票に移れると。この流れがあると思います。

もう一つは、50分の1で発議して議会の承認を得るという道があります。4分の1の場合は一発になるというもの。並列的に要件があるもの。

どちらを選択するかということです。まずそこは議論しなければならない点です。そして、前者の場合は、条例を書く際の技術的なことが大丈夫かどうか。

志子田委員：　私は、会長が整理された後者の方でお願いします。

遠藤会長　：　事務局から補足をお願いします。

関課長補佐：　志子田委員のおっしゃる案というのは、4分の1以上の署名が集まった場合は議会を経ないで即実施に移すというのが一つの流れ。そして、そこまで集める時間が無いとか、逆に議会でも住民投票が必要だと認めてくれるはずだと考える場合は、50分の1以上集めて請求し議会で認められれば実施に移るとというのがもう一つの流れ。そして三つ目なのですが、そこで否決されれば、今度は4分の1以上を集めて議会を経ずに実施に移すという流れ。実は、これは他の自治体でも採用しているところがあります。

小林主査　：　今確認しているところでは、上越市、名張市があります。

関課長補佐：　ですので、2段階とはいうものの、最初から3分の1などが集まれば即実施に移すという考え方です。事務局で最初に示した案は、第1段階が50分の1で最初に集ま

った署名数に関わらず、議会の審議を経るというステップを踏まなければならないものでした。しかし、審議を重ねる中で、入り口はハードルが低いまま残して、リコールの3分の1よりはハードルを下げるものの、合併特例法の6分の1よりはハードルを上げた4分の1以上を最初から集めれば、ステップを踏まないで実施に移せるという案をご説明しました。志子田委員がおっしゃっているのも、この案だと思います。

志子田委員：　そうです。

遠藤会長　：　論点を整理しますと、議会を通すというプロセスを、法律用語になりますが前置主義とするかどうかがあります。必ず議会審議があって、それを経て次へ進めるというものです。もう一つは、最初から道を2つ作っておいて、50分の1以上だったら議会を経る必要が生じ、4分の1以上だったら議会を経る必要がないというもの。その辺りをきちんと整理し、理解しておかなければなりません。

澤田委員　：　私の意見は、まず50分の1だと。必ず議会の審議を経て、否決された場合は4分の1以上集めれば今度は議会を経ずに実施できるよと。実は50分の1だけ集めようと思っていたんだけど、4分の1以上集まっちゃったから議会を通さなくても良くなったという流れでは、なかなか理解を得るのは難しいのではないのでしょうか。

遠藤会長　：　桜場委員も同じ考え方でよろしいでしょうか。

桜場委員　：　はい。

遠藤会長　：　古川委員はいかがでしょう。

古川委員　：　実際に最初から4分の1以上署名が集まった場合に、現実問題として議会は否決できないのではないのでしょうか。

澤田委員　：　そこまで集めなくて良いんですよ。50分の1以上になったら出してもらうようにすると。

吉良副会長：　今日は時間があまり残っていませんから、次回までに条例案を作ってもらって、そして規則も必要になるでしょうから、そういうものを事務局に再度提案してもらって、次回検討ということで良いのではないのでしょうか。

遠藤会長　：　前置主義を採用するのか、或いは並列的にするのか、そこまでは論点が整理されたと思います。そして、古川委員が本質的な問題を提起されましたが、前置主義にしたとしても、思っていた以上に署名が集まった場合は、前置主義自体が意味を成すのかどうかという問題があります。そういう問題も頭に置きながら、事務局に論点を整理した資料を作成してもらって、次回議論するというにしたいと思います。それで

よろしいでしょうか。

(はい、の声)

関課長補佐： 1点だけ確認があります。50分の1、4分の1の数字については、これで決まりということでしょうか。

遠藤会長： 要件の数字については、これでよろしいですね。

(はい、の声)

遠藤会長： それでは本日はここまでとし、次回に審議を継続とします。

5. 閉 会

吉良副会長 : 日曜日の開催は初めてのことでしたが、熱心な議論で充実した話し合いができたのかなと思います。事務局も細かいところまでの準備が大変になっていると思いますが、よろしくお願いします。今日は、1時30分からの研修会と、連続しての審議会の会議、大変お疲れ様でございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時50分閉会を宣言した。